

四街道市 小中学校における「携帯電話・スマートフォン・ゲーム・通信機器等」利用ガイドライン

四街道市立小中学校長会

(1) 夜間の使用については、保護者と使用時間を決め、友達との通話・メール等のやりとりをしないようにしましょう

午後9時以降は保護者の目の届く場所に置き、原則使用しないようにしましょう

- ・一般的に、午後9時以降は通話やメール等を控えることが望ましいとされています。夜遅くの電話やメールは迷惑になることもあります。相手やその家族のことを考えましょう。
- ・安心して勉強をしたり、規則正しい生活を送ったりするため、お互いに配慮しあいましょう。友達とのやりとりは午後9時までにして、特に大切なことは、直接会って話をしましょう。

(2) 学校に持っていかないようにしましょう

- ・携帯電話、スマートフォン等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、持込みについては、原則禁止としています。
- ・携帯電話、スマートフォン等を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他、やむを得ない事情がある場合には、保護者から校長に持込みの許可を申請することで、持込みを認めることとしています。
- ・持ち込む場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないようにします。

(3) 他人が誹謗中傷と感じるような内容を書き込まないようにしましょう

- ・メール等は少ない文字数で意思を伝えあうため、相手に不快な気持ちや誤解を与えてしまう場合があることを認識しましょう。
- ・人を傷つけるような書き込みは絶対にしないようにしましょう。

(4) 友達や自分の名前やメールアドレス、写真等、個人が特定できる情報を公開しないようにしましょう

- ・発信した情報は、多くの人が閲覧することもあり、公開された情報は削除できないということを強く意識しましょう。

(5) スマホの貸し借りをしないようにしましょう

- ・なりすましメールのいたずらや書き込み等によるトラブルが起こっているため、貸し借りはしないようにしましょう。

(6) 保護者に定期的に通話履歴、通信履歴等を確認してもらいましょう

- ・本来保護されるべき児童生徒が保護者の知らないところで、思わぬ事件やトラブル、犯罪に巻き込まれたり、いわゆるネット依存症になったりすることを防ぐためには必要なことです。
- ・課金トラブルに注意しましょう。

- ・知らない人とのSNSのやりとりをしないようにしましょう。

保護者の皆様へ

(1) ルールづくりと管理の徹底をお願いします

- ・携帯電話等は保護者がお子様買い与えている物であり、保護者が管理しなければなりません。万一のトラブルの際は、保護者に賠償責任等が求められるケースもあることから、家族みんなが納得できるルールを作ることをお願いします。

(2) 定期的に利用状況の確認をしてください

- ・保護者の知らないところで、思わぬ事件やトラブルに巻き込まれることがあります。子どものインターネットの利用状況や交友関係に関心を持ち、必要に応じて家庭内で話し合いをお願いします。
- ・知らない人とのSNSのやりとりや課金トラブルに注意してください。
- ・大切なお子様を守り抜くためには、必要なことです。

(3) フィルタリングの設定をしてください

- ・ネット犯罪の被害者や加害者になってしまうなど、様々なトラブルを引き起こすことがあります。
- ・トラブルからお子様を守るため、フィルタリングの設定は有効な手段です。

(4) 大切な子どもたちを守るために、家族でルールを作ることは必要です

- ・使用禁止の時間帯を設定し、保護者の目の届く場所で使用させるなど、安全な使用のためのルールを決めてください。
- ・また、管理・保管の場所を決め、午後9時以降は保護者が管理するなどしてください。

このガイドラインは以下の団体からご意見をいただいて作成しています。

- ・四街道市教育委員会
- ・四街道市子育て支援課
- ・四街道警察署